

# 国立大学法人埼玉大学高大連携公開講座規則

〔平成18年4月1日〕  
規則第73号

改正 平成20. 3. 1 19規則97

（埼玉大学高大連携公開講座の目的及び実施）

第1条 国立大学法人埼玉大学は、高等学校生徒に大学教育を開放し、もって大学教育及び本学に対する理解並びに高等学校教育の一層の向上を目的として、埼玉大学高大連携公開講座（以下「高大連携講座」という。）を実施する。

（単位の認定）

第2条 前条の目的を更に一層発展させるため高大連携講座を受講する者のうち、希望者に対し受講科目の単位を認定できるものとする。

2 前項の希望があった場合は、国立大学法人埼玉大学単位修得の認定に関する規則により受講科目の単位を認定する。

3 単位認定の申請手続については、別に定める。

（単位認定の授業料等）

第3条 前条の規定により単位を認定する場合、新たに検定料、入学料、授業料は徴収しない。

（単位修得証明書）

第4条 学長は、単位の認定を受けた受講生に対し、単位修得証明書を交付する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 3. 1 19規則97）

この規則は、平成20年3月1日から施行する。